

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【公開番号】特開2017-42547(P2017-42547A)

【公開日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-009

【出願番号】特願2015-169524(P2015-169524)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月2日(2018.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域に到達した後、いずれの入球口にも入球しなかった全ての遊技球が入球する前記遊技領域最下部のアウト口と、

内部に特定領域が形成された前記入球口であって、開放時に入球が可能となる第1可変入球口と、

作動領域に遊技球が進入したことに応じて、前記第1可変入球口を開放する開放遊技を行う開放遊技手段と、

前記アウト口の上方に設けられ、当該領域に到達した遊技球は、当該領域を通過した後に前記アウト口に入球する前記遊技領域下部の始動領域と、

遊技球が前記始動領域に進入したことに起因して当否判定を行う当否判定手段と、

前記当否判定が行われると、予め定められた変動時間にわたり図柄の変動表示を行い、前記図柄を停止表示させることで該当否判定の結果を報知する変動表示手段と、

前記開放遊技において遊技球が前記特定領域に進入した場合、前記第1可変入球口又は第2可変入球口の開放を伴う第1特別遊技を行うと共に、前記当否判定で当りになった場合、該当りを報知するための前記停止表示が行われた後に、前記第2可変入球口又は前記第1可変入球口の開放を伴う第2特別遊技を行う特別遊技手段と、を備え、

前記変動表示手段は、前記開放遊技又は前記第1特別遊技と並行して前記変動表示を行っている場合には、該遊技が終了した後に該変動表示を終了し、前記図柄を停止表示させること、

を特徴とする弾球遊技機。

【請求項2】

遊技領域に到達した後、いずれの入球口にも入球しなかった全ての遊技球が入球する前記遊技領域最下部のアウト口と、

内部に特定領域が形成された前記入球口であって、開放時に入球が可能となる第1可変入球口と、

作動領域に遊技球が進入したことに応じて、前記第1可変入球口を開放する開放遊技を行う開放遊技手段と、

前記アウト口の上方に設けられ、当該領域に到達した遊技球は、当該領域を通過した後

に前記アウト口に入球する前記遊技領域下部の始動領域と、

遊技球が前記始動領域に進入したことに起因して当否判定を行う当否判定手段と、

前記当否判定が行われると、予め定められた変動時間にわたり図柄の変動表示を行い、前記図柄を停止表示させることで該当否判定の結果を報知する変動表示手段と、

前記開放遊技において遊技球が前記特定領域に進入した場合、前記入球口である前記第1可変入球口又は第2可変入球口の開放を伴う第1特別遊技を行うと共に、前記当否判定で当りになった場合、該当りを報知するための前記停止表示が行われた後に前記第2可変入球口又は前記第1可変入球口の開放を伴う第2特別遊技を行う特別遊技手段と、を備え、

前記特別遊技手段は、前記開放遊技又は前記第1特別遊技の実行中に、前記停止表示により前記当否判定で当ったことが報知された場合には、該遊技が終了した後に前記第2特別遊技を開始すること、

を特徴とする弾球遊技機。

【請求項3】

請求項1に記載の弾球遊技機において、

前記変動表示手段は、前記開放遊技又は前記第1特別遊技と並行して前記変動表示を行っている場合には、該変動表示の後に行われる前記停止表示にて前記当否判定で当りとなつたことが報知される場合には、該遊技が終了した後に該変動表示を終了し、前記図柄を停止表示させること、

を特徴とする弾球遊技機。

【請求項4】

請求項1から請求項3のうちのいずれか1項に記載の弾球遊技機において、

前記変動表示手段は、前記開放遊技又は前記第1特別遊技が行われている場合には、該遊技が終了した後に前記変動表示を開始すること、

を特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題に鑑みてなされた請求項1に係る発明は、遊技領域に到達した後、いずれの入球口にも入球しなかった全ての遊技球が入球する遊技領域最下部のアウト口と、内部に特定領域が形成された入球口であって、開放時に入球が可能となる第1可変入球口と、作動領域に遊技球が進入したことに応じて、第1可変入球口を開放する開放遊技を行う開放遊技手段と、アウト口の上方に設けられ、当該領域に到達した遊技球は、当該領域を通過した後にアウト口に入球する遊技領域下部の始動領域と、遊技球が始動領域に進入したことに起因して当否判定を行う当否判定手段と、当否判定が行われると、予め定められた変動時間にわたり図柄の変動表示を行い、図柄を停止表示させることで当否判定の結果を報知する変動表示手段と、開放遊技において遊技球が特定領域に進入した場合、第1可変入球口又は第2可変入球口の開放を伴う第1特別遊技を行うと共に、当否判定で当りになった場合、該当りを報知するための停止表示が行われた後に、第2可変入球口又は第1可変入球口の開放を伴う第2特別遊技を行う特別遊技手段と、を備え、変動表示手段は、開放遊技又は第1特別遊技と並行して前記変動表示を行っている場合には、該遊技が終了した後に該変動表示を終了し、図柄を停止表示させること、を特徴とする弾球遊技機に関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

一方、アウト口の上方に始動領域が設けられているため、いずれの入球口にも入球しなかった遊技球（アウト口に入球する遊技球）を高い頻度で始動領域に進入させ、これに起因して当否判定を行うことが可能となる。つまり、開放遊技や第1特別遊技を開始させることに失敗しても、第2特別遊技が行われる可能性が残っており、遊技者の意表をついて利益を与えることができるため、遊技球が作動領域や可変入球口に進入する頻度が低くても遊技者を楽しませることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

したがって、釘調整を行って第1特別遊技の発生頻度を調整する必要性が低くなり、その結果、釘調整を抑制できる。

さらに、開放遊技や第1特別遊技と並行して図柄の変動表示が行われている場合には、これらの遊技が終了した後に変動表示が停止され、当否判定の結果が報知される。つまり、当否判定の結果の報知よりも開放遊技や第1特別遊技が優先して行われるため、遊技者は、開放遊技や第1特別遊技を円滑に行うことができると共に、遊技者が混乱するのを防止できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項2に係る発明は、遊技領域に到達した後、いずれの入球口にも入球しなかった全ての遊技球が入球する遊技領域最下部のアウト口と、内部に特定領域が形成された入球口であって、開放時に入球が可能となる第1可変入球口と、作動領域に遊技球が進入したことに応じて、第1可変入球口を開放する開放遊技を行う開放遊技手段と、アウト口の上方に設けられ、当該領域に到達した遊技球は、当該領域を通過した後にアウト口に入球する遊技領域下部の始動領域と、遊技球が始動領域に進入したことに起因して当否判定を行う当否判定手段と、当否判定が行われると、予め定められた変動時間にわたり図柄の変動表示を行い、図柄を停止表示させることで該当否判定の結果を報知する変動表示手段と、開放遊技において遊技球が特定領域に進入した場合、入球口である第1可変入球口又は第2可変入球口の開放を伴う第1特別遊技を行うと共に、当否判定で当りになった場合、該当りを報知するための停止表示が行われた後に第2可変入球口又は第1可変入球口の開放を伴う第2特別遊技を行う特別遊技手段と、を備え、特別遊技手段は、開放遊技又は第1特別遊技の実行中に、停止表示により当否判定で当ったことが報知された場合には、該遊技が終了した後に前記第2特別遊技を開始すること、を特徴とする弾球遊技機に関するものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

このような構成によれば、請求項1に係る発明と同様、釘調整を行って第1特別遊技の発生頻度を調整する必要性が低くなり、その結果、釘調整を抑制できる。

さらに、開放遊技や第1特別遊技の実行中に当否判定で当ったことが報知されると、これらの遊技が終了した後に第2特別遊技が開始される。つまり、第2特別遊技よりも開放遊技や第1特別遊技が優先して行われるため、遊技者は、これらの遊技を円滑に行うことができると共に、遊技者が混乱するのを防止できる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

なお、請求項3に記載されているように、変動表示手段は、開放遊技又は第1特別遊技と並行して変動表示を行っている場合には、該変動表示の後に行われる停止表示にて当否判定で当りとなつたことが報知される場合には、該遊技が終了した後に該変動表示を終了し、図柄を停止表示させても良い。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

このような構成によれば、開放遊技や第1特別遊技と並行して図柄の変動表示が行われている場合には、該変動表示により結果が報知される当否判定で当りになる場合には、これらの遊技が終了した後に変動表示が停止され、当りが報知される。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

これにより、当否判定でハズレとなる場合には、遊技者は早期に当否判定の結果を知ることができると共に、迅速に当否判定の保留記憶を消化することが可能となる。また、第2特別遊技よりも開放遊技や第1特別遊技が優先して行われるため、遊技者は、これらの遊技を円滑に行うことができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、請求項4に記載されているように、変動表示手段は、開放遊技又は第1特別遊技が行われている場合には、該遊技が終了した後に変動表示を開始しても良い。

このような構成によれば、図柄の変動表示よりも開放遊技や第1特別遊技が優先して行われるため、遊技者は、開放遊技や第1特別遊技を円滑に行うことができ、遊技者が混乱するのを防止できる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、弾球遊技機は、開放時に入球頻度が高くなる入球口である普通電動役物と、遊技球が始動領域に進入すると、普図当否判定を行う普図当否判定手段と、普図当否判定で当ると、普通電動役物を開放する開放手段と、をさらに備え、特図当否判定手段は、普通電動役物に遊技球が入球したことに応じて、特図当否判定を行っても良い。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

このような構成によれば、遊技球の拳動により遊技者を楽しませることができる。

また、弾球遊技機は、外部からの指示に応じて、普図当否判定で当る確率を設定する普図設定手段をさらに備えていても良い。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

また、弾球遊技機は、外部からの指示に応じて、特図当否判定で当る確率を設定する特図設定手段をさらに備えていても良い。

このような構成によれば、特図当否判定で当る確率を設定することで、釘調整を行うことなく遊技者に付与される利益を調整できる。このため、釘調整が行われるのを抑制できる。